平成２９年（ヒ）第２０号
岡山市南区藤田564番地147
清算株式会社　スリー株式会社
代表清算人　廣川　　守
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙債権者一覧表の協定債権者に対し、貸付債務として別紙債権者一覧表の金額欄に記載された債務及びそれに対する利息・損害金の支払義務があることを認める。
2　協定債権者は、清算株式会社に対する前項の貸付債権及びそれに対する利息・損害金をすべて免除する。
3　前項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた限度で効力を失う。
（別紙省略）
岡山地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第４号
富山市千石町４丁目３番７号
再生債務者　大仁酒造株式会社
1　主文　再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定後３年を経過した。
平成30年２月６日　　富山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第４号
福岡県中間市岩瀬２丁目４番５号
再生債務者　茨口　克宣
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月２日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月９日から平成30年３月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（再イ）第８号
神奈川県南足柄市塚原2355番地５
再生債務者　石山美津雄（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月27日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月13日から平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成３０年（再イ）第３号
栃木県宇都宮市針ケ谷１丁目３番14号
再生債務者　稲見佳代子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月14日から平成30年３月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成３０年（再イ）第１号
長崎県諫早市小長井町大峰676番地
再生債務者　住田　　剛
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年２月28日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月14日から平成30年３月28日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２９年（再イ）第３１３号
札幌市中央区南９条西13丁目１番43―203号
再生債務者　帯川　恭吾
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月15日から平成30年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第１５号
札幌市東区伏古13条５丁目11番21―203号
再生債務者　加藤　祥典
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月15日から平成30年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第１号
岐阜県大垣市静里町624番地９
再生債務者　内田　良治
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月８日から平成30年３月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２９年（再イ）第２５号
愛知県一宮市冨田字東浦173番地
再生債務者　山本　國松
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月８日から平成30年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（再イ）第１号
愛知県一宮市東五城字備前25番地１
再生債務者　野口　正樹
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月８日から平成30年３月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（再イ）第２号
愛知県豊川市伊奈町新町畑79番地
再生債務者　松山　卓郎
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月８日から平成30年３月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（再イ）第５０号
三重県桑名市赤尾台２丁目27番地　サンハイツ202号
再生債務者　前田　健一
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月８日から平成30年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部

平成３０年（再イ）第１号
兵庫県明石市魚住町清水1910番地の24
再生債務者　内田　和宏
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月１日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月15日から平成30年３月22日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成３０年（再イ）第４号
佐賀県三養基郡基山町大字長野217番地１
メゾン・ドゥ・フルールＡ202
再生債務者　上野　光博
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月５日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月19日から平成30年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（再イ）第８０３号
埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力854―５
再生債務者　高橋　一夫
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年４月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第６２号
大津市伊香立下龍華町557番地の３（前住所）
大津市皇子が丘２丁目４番15―1207号
再生債務者　川井　　誠
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年３月27日まで
大津地方裁判所民事部再生係